

令和4年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和5年2月24日（金）午後2時30分～

会場：上越市役所第一庁舎4階 401会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況について

…資料No.1-1

…資料No.1-2

(2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）について

…資料No.2-1

…資料No.2-2

4 閉会

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													具体的取組内容					
1	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回)※同日同内容で2回に分けて実施 ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(1回) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座(4回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたこと回答したことから、学校での活用できる体制づくりに寄与できた。 ・社会福祉協議会とスムーズに連携でき、小中学校での出前講座による普及啓発活動が促進された。	共生まちづくり課	
				2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	・障害者差別解消法 ・上越市障害者福祉計画	-	令和5年度	-	有	・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回 ・障害者差別解消に資する周知啓発の実施 ・障害を理由とする差別事案の実態把握	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回(第1回R4年10月21日、第2回R5年2月24日予定) ・職員研修の開催 ・リーフレットの配布 ・市民啓発のためのイベント開催 ・障害者差別解消に資する広報掲載 ・相談支援事業所及び地域包括支援センターからの情報収集	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	各種啓発活動により、障害者差別解消や合理的配慮の提供に向け市民の理解促進を図った。 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備に向けイベントを開催した。	福祉課
				3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・すこやかなくらし包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	・上越市障害者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度 令和4年度	-	有	・障害のある人が身近な地域で適切な相談を受けられるよう関係機関における相談支援の質の向上を図る。	・地域包括支援センターや相談支援事業所を対象とした研修会や事例検討などを通じて、障害のある人が身近な地域で適切な相談支援が受けられる体制の充実を図る	・地域包括支援センターや相談支援事業所の開催:月1回開催	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	関係機関の連携・協力体制の強化が図られたことで、より相談しやすい相談支援環境が整えられた。	福祉課	
				4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	・上越市男女共同参画基本計画 ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数:4,000件(見込)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	必要に応じて、庁内の関係課等や県の女性相談所、児童相談所、また警察署などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談・支援に努めたことにより、相談者が安心して生活を送ることができ、DV被害者に対しては安全確保が図られる状態にすることができた。	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)	
				5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応している。 ・地域包括支援センター職員への対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センター職員を対象に、高齢者虐待や成年後見制度などに関する研修会を開催する。	・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や障害者支援、認知症、医療連携、介護予防に関する研修会を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催し、対応力の向上を図り、相談に適切に対応することができた。	すこやかなくらし包括支援センター	
				6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流センターに委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月～金曜日 10:00～17:00 相談件数:350件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。	共生まちづくり課	
				7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	・上越市第6次総合計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・児童福祉法 ・上越市男女共同参画基本計画 ・人権総合計画 ・上越市第2次総合教育プラン ・上越市いじめ防止基本方針	令和4年度 令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図る。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・年1回、上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催するとともに、隔月で実務者会議を開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの子どもの虐待予防出前講座や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・年1回の上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催した。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、個別のケースを支援した。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市民向けの子どもの虐待予防出前講座や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童相談所等の関係機関と連携しながら、各種会議や研修会等を実施し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図った。	すこやかなくらし包括支援センター こども課 学校教育課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	目標								具体的な取組内容							
											計画	実績						
				8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	・上越市市民相談センター事業実施要綱	-	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	・市民相談員1人…243回開催(805件)(見込) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後…47回開催(148件)(見込) ・司法書士相談：毎週火曜日 午後…43回開催(84件)(見込)	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。	総務管理課(市民相談センター)	
				9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	・上越市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	-	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	・消費生活相談員3人…926件(見込) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・相談に適切に対応できるよう、相談に係る最新の参考情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。	総務管理課(消費生活センター)	
				10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進に繋げる。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30～11:00) 木曜(17:30～19:00) 金曜(10:00～11:30) 土曜(10:00～11:30) 述べ受講者数：350人	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・外国人集住地域に赴き教室を開催し、外国人市民と地元の市民との交流を図るとともに、ニーズを把握することができた。	共生まちづくり課
				11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成		-	-	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・まずは手に取って読んでみようと思ってもらえるような表紙づくりのほか、フォント選び、配色、レイアウトを工夫することにより、特集記事、トビックスや情報ファイルなど全てのページについて、見やすく、読み進めやすいページ作成を心がけた。	広報対話課
				12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))		-	-	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置する。 ・市勢要覧の改定(R5.3発行予定)に合わせて翻訳資料(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を更新し、視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として活用する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置。 ・令和4年度における市勢要覧の翻訳資料の配布実績は、1月25日現在で1件2部(英語版)。 ・多言語対応情報発信ツール「カタログポケット」を活用し、広報上越やハザードマップ等の市政情報を多言語で配信した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・市ホームページについては、令和3年3月に上越国際交流協会などへも改善に向けた意見を求めるなどを行ったうえでリニューアルを行い、同時に自動翻訳の対応言語を増やしており、今後も継続して管理・運用していく。 ・多言語配信については、発行日に合わせて配信し、外国人市民にも素早く情報を届けることができています。今後は、他自治体の掲載方法を参考にするなどし、伝わりやすさなどを考慮した文字レイアウトを検討していく。	広報対話課 共生まちづくり課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													具体的取組内容					
2	誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまちづくり	誰もが学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	・上越市第2次総合教育プラン ・上越市子ども子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和6年度 令和4年度	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置によって特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。 ・4月の特別支援コーディネーター研修で「合理的配慮」にかかわる研修を実施し、周知を図る。また、「個別の指導計画」や「教育支援計画」の作成や「わたしのきろく」ファイルを活用した切れ目のない支援について周知を図る。	・就学アドバイザーによる就学相談の実施。年長児の要請訪問、次年度の就学相談に向けた年中児訪問の実施。小学校訪問(対象校20校)の実施を通して就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・4月20日に特別支援コーディネーター研修の実施、5月25日に管理職向けの研修の実施、校内委員会改善支援訪問、特別支援学級巡回訪問の実施によって障害の特性に応じた合理的配慮についての周知や助言を行う。わたしのきろくファイルの配付と配付状況の確認(年2回)を行う。	・就学アドバイザーによる就学相談の実施。年長児の要請訪問を4月から6月に実施。次年度の就学相談に向けた年中児訪問を10月下旬から2月に実施予定。小学校訪問(対象校20校)を7月から9月上旬に実施。 ・巡回相談員による相談回数は令和4年12月現在で1,541回。 ・資質向上のため、教育補助員、介護員、学校看護師向け研修会を4月と6月に実施。 ・4月のコーディネーター研修の実施、小学校訪問の実施によって適正な指導計画と支援計画の作成への助言、わたしのきろくファイルの配付と配付状況について年2回(8月、3月)実施。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・就学アドバイザー訪問を計画通りに進めることができた。 ・相談員を発達障害部、言語障害部、難聴部、特別支援学級部に分け、相談内容に応じてより専門性を発揮したことにより、適切な助言から小中学校の校内支援体制が強化された。 ・学校事情に応じた配置や年2回の研修などにより、児童生徒に必要な支援を教育補助員、介護員、学校看護師が行った。 ・研修、訪問計画の通りに進めることができています。わたしのきろくファイルについては、8月と3月に配付チェック日を設けて確実に配付ができています。	学校教育課
					14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児:入園料・保育料の補助 ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助	・上越市第2次総合教育プラン ・上越市子ども子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・児童生徒:経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒:援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法:全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。	・児童生徒:援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を行った。 ○周知方法:全児童生徒に年3回制度案内を行ったほか、広報上越(4月号)及び市ホームページへの制度案内の掲載を行った。 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児:20人の保育料免除	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童生徒:制度の周知徹底により、経済的事由から就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減することができたものと考えている。 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境を整えた。	学校教育課
					15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	・上越市子ども子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、募集期間の延長) ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計111施設宛に募集要項を送付した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底を行うことで、経済的理由により修学が困難な学生への支援を行うことができたことと考える。 ・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在学募集の期間を令和5年3月末まで延長することで、募集延長期間に2件の申請があり、支援することができた。	学校教育課
				②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	16	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	・上越市総合教育プラン ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・すべての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:107事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:104事業	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	一部事業の中止はあったものの、すべての地区公民館で「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」に向けた事業を実施し、生涯を通じて学べる機会を提供した。	社会教育課
					17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジタイズ)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	・障害者差別解消法 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	-	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数580タイトル。	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・録音図書を年間50本程度新規作製見込み。 ・FM-Jで毎週1回、新着録音図書を紹介するほか、特に6月28日の放送では利用促進PRを実施した。(令和4年9月末で終了) ・パピルス1月号で利用促進PRを実施した。	・録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数420タイトルの見込み。 ・録音図書を年間50本程度新規作製見込み。 ・FM-Jで毎週1回、新着録音図書を紹介するほか、特に6月28日の放送では利用促進PRを実施した。(令和4年9月末で終了) ・パピルス1月号で利用促進PRを実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・ボランティア団体との連携により蔵書の充実を図ることができた。 ・年間貸出タイトル数は目標数に届かないが、年度前半の181に対して、年度後半はサービスの周知等により、約240となる見込みである。 ・引き続き、必要としている方に提供できるように本事業のPRに努めていく。	社会教育課(図書館)
					18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等への派遣 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブの派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・上越市第6次総合計画 ・上越市総合教育プラン ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和4年度 令和5年度	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各種依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページ等で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・市主催のスポーツ教室を市広報、ホームページ等で市民に対し情報提供した。 ・総合型地域スポーツクラブの会議を実施し、活動状況の情報共有を図った。 ・スポーツ競技出前講座にスポーツ推進委員を派遣した。 ・市が主催となり、スポーツ推進委員会、レクリエーション協会及び身体障害者協議会が連携して市民向けのニュースポーツ体験会を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われ、スポーツ機会の充実を図ることができた。 ・様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図ることができた。	スポーツ推進課 福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													計画					実績
3	誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助を行い市内企業等への就労を促す。 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員等を対象)を開催。	・関係機関と連携した就職ガイダンスの開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内企業と連携し、高校生の企業見学会や企業による出張説明会の開催 ・新入社員研修(4月)、管理職研修(10月)、中堅社員研修(2月)、内定者研修(3月)の開催	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	高校生の企業見学やIT企業合同会社説明会、新入社員研修等を開催し、市内企業等への就労支援と定着を図ることができた。	産業政策課	
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・障害者合同就職面接会を開催(1回目:R4.10.27、2回目:R5.2.16) ・市内企業が集まる講習会等において、啓発チラシの配布を行った。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置により登録事業者の優先指名を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	関係機関と連携し、合同就職面接会を開催するとともに、チラシの配布、優遇措置の実施により、障がいのある人の雇用促進及び就労の安定を図った。	産業政策課	
				21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネート事業の実施	上越市第6次総合計画 上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和5年度	廃止	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就労や就業意欲の向上につなげるとともに農業分野での就業機会の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続的の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。 ・農業者・福祉事業所、農業関係者双方の意識や知識を高め、新たな農作業受注に資するための研修会を実施する。	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託とマッチング、新規受入農家の開拓 ・農業者、福祉事業所、農業関係者を対象とした研修会の開催(R5年2月3日)した	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越ワーキングネットワークにおいて、継続して農作業受託とマッチング等を行った結果、各障害福祉サービス事業所において安定して農作業を受注できる環境が整った。 【令和4年度で事業完了】	福祉課	
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	上越市第6次総合計画 上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就業意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援を行うことで、適切な訓練、実習や、一般就労につなげることができた。	福祉課	
23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	上越市第6次総合計画 上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット配布、事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを2回開催(R4.8、R4.12) ・HPへの情報掲載や、チラシ、パンフレットの配布 ・広報上越11月号に、市内企業のワーク・ライフ・バランスの取組事例や補助制度等を掲載し、広く周知を図った。 利子補給実績なし	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・オンラインを活用しながら、ワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーを開催したほか、広報上越や昨年度新たに作成したパンフレットを活用し、広く周知を図ることで、ワークライフバランスに係る意識啓発を図ることができた。	産業政策課					

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	N
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													計画					実績
		②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) 【実績見込】 自立支援教育訓練給付金 6件 418千円 高等職業訓練促進給付金 5件 4,735千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながる事ができた。	こども課		
			25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助	・障害者合同就職面接会を開催 (1回目:R4.10.27、2回目:R5.2.16) ・障害者資格取得支援補助 (15件程度の見込み(3か年平均))	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	上越公共職業安定所と連携し、障害者合同就職面接会を開催するとともに、障がいのある人の資格取得にかかる費用の一部を補助することにより、障がいのある人への就労機会の提供と就労促進を図った。	産業政策課		
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	・上越市第6次総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働に関する悩み事を相談できる環境を整える。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座及び出前講座等の開催や関係団体の情報提供等を通じて、市民へ意識の浸透を図った。 実施講座: 9月開催「新潟県女性財団共催・地域セミナー」、10月開催「女性活躍応援セミナー」、11月開催「男女共同参画推進センター講座」 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを開催 「育児・介護休業法の改正について」(R4.8) 「働きやすい職場づくり～部下とのコミュニケーション方法～」(R4.12) ・雇用政策専門員による相談窓口を開設した。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・女性の能力発揮支援に関係した講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりに向けた取組を進めることができた。 ・育児・介護休業法の改正内容をテーマにしたセミナーや、働きやすい職場環境に関するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができた。	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向						取組の方向性	予算計上の有無					具体的な取組内容		
														計画	実績	
誰かが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和4年度 令和5年度	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアができるよう産後ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。また、令和4年4月以降に出生した産婦に対する産婦健康診査1回分の公費負担を実施した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率(見込): 96.4% ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業を実施した。 訪問実施率(見込): 99.7% ・支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施した。 訪問実施件数(見込): 208件 来所相談件数(見込): 44件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の公費負担を実施し、適切な時期に受診するよう妊婦及び産婦への周知を行い、受診につなげた。 ・乳幼児健康診査は、未受診者に対して電話や家庭訪問等による受診勧奨を行い、目標を達成する見込みである。 ・産婦、新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は助産師等による訪問を実施したことで、目標をほぼ達成できる見込みである。 ・支援を必要とする産婦に対し、授乳や沐浴などセルフケアができるよう産後ケア事業等の支援につなげた。	健康づくり推進課
			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載や個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明を行った。 ・母子手帳アプリのお知らせ機能により、接種勧奨を行った。 平均予防接種率(見込): 90%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予防接種の個別勧奨を計画通りに進めたことにより、予防接種の接種率の向上がみられている。	健康づくり推進課
			29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	・上越市子ども・子育て支援総合事業計画 ・上越市歯科保健計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和5年度 令和5年度	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率が10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率が30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 ・3歳児のむし歯有病率: 3.7% ・5歳児のむし歯有病率: 25.8%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・イラストを用いたブラッシング指導を実施することで、保護者の適切なブラッシングの理解につなげた。 ・また、1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、歯科健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施することで、3歳児、5歳児のむし歯有病率の目標を達成する見込みである。 ・歯と口の健康週間事業(お口の健康フェスタ)を実施し、歯の衛生に関する周知、啓発を行った。	健康づくり推進課
			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市健康増進計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和5年度 令和4年度	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施した。 実施回数(見込): 106回	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・離乳食相談会や保育園における生活習慣確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の理解につながった。 ・健康学習の開催については、目標回数を達成する見込みである。	健康づくり推進課
			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・上越市健康増進計画	令和5年度	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者見込み120人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーや受診勧奨により健診の周知を実施し、健診受診者に対して送迎、介助、車いすによる対応による健康診査を実施し、障害のある人の健診受診につなげた。	健康づくり推進課
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	・上越市健康増進計画	令和5年度	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。受診者数見込5,700人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。受診者数見込 胃がん6,300人、肺がん16,200人、大腸がん13,500人	・過去3年間に健(検)診を受けた人へ受診勧奨の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診について周知を行うとともに過去3年間に健(検)診を受けた人へ個別通知での受診勧奨、町内会や老人会の健康講座などを通じた健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込6,984人 ・各種がん検診受診見込 胃がん 7,362人、肺がん 16,309人、大腸がん 14,035人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーでの健診について周知を行い、令和2年度、令和3年度に健(検)診を受診した人に対し日時・会場を指定した個別通知を実施し健康診査や各種がん検診の受診につなげた。	健康づくり推進課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													計画					実績
(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	・上越市子ども・子育て支援事業計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。(診療所開設日数：365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供できた。(診療所開設日数：365日)	地域医療推進室			
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。(診療所開設数：8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援できた。	地域医療推進室		
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスにおける定期運行	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。(運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・通院支援のための車両を継続して運行し、無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減した。(運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	地域医療推進室		
		(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	・上越市第6次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・実態把握訪問を行い、高齢者支援等の取組についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態や地域全体の課題、ニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催する。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や障害者支援、認知症、医療連携、介護予防に関する研修会を開催した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・訪問による実態把握を通して、支援が必要な人を確認し、支援につなげた。 ・研修会の開催を通して、地域包括支援センター職員の対応力の向上を図った。	すこやかなくらし包括支援センター	
					37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度 令和5年度	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行った。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付ができた。	高齢者支援課
				38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,360回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,130回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,369回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施2,070回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	B：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	八千浦区において住民組織化が図られるが、今年度は社会福祉協議会の再委託により、地域支え合い事業を実施することができた。なお、令和5年度からは市と直接委託により実施する。	高齢者支援課	
					39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切なサービスを提供している。 ・実利用者数545人 ・配食数97,882食	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・アセスメントの実施により、利用者への提供回数や提供する食事の内容などを把握し、一人一人の実情にあったサービス提供ができた。	高齢者支援課
				40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・31施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	-	-	-	-	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補填金を交付…125,050人分) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補填金を交付…125,050人分31,330円を見込む) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知した ・協賛事業所へ訪問をし、調査・検討を行った	B：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・高齢者に浴槽施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。	高齢者支援課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け													令和4年度												
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課									
											計画	実績													
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・スポーツや趣味活動を通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	・シニアスポーツ大会 実施…9地区(安塚区、大島区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、名立区)、参加者数1,010人 中止…3地区(合併前上越市、牧区、三和区) ・シニア作品展 10月14日(金)～17日(月)市民プラザにて開催 出品数332点、来場者数1,015人 ・シニアゲートボール大会 開催済み…6地区(合併前上越市、大島区、頸城区、牧区、清里区、三和区)、参加者数306人	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・各種大会は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で開催し、高齢者同士の交流促進を図ることができた。 ・今後開催予定の大会及びシニア作品展についても、老人クラブと連携しながら開催することで、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	高齢者支援課									
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。	高齢者支援課										
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 13,774千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 792千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 5,961千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していないクラブ及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交流友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	高齢者支援課										
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの設置	-	-	見直し	有	・シニアセンターを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館数 :直江津ふれあい館 2,700人 ※本町ふれあい館はR3年度で廃止	・本町ふれあい館1階の展示コーナーは、代替施設として福祉交流プラザ等を活用することとし、令和4年4月から運用を開始する。 ・引き続き広報上越や市HPによる周知を徹底する。	毎月の広報上越及び市HPでの作品展示及び展示作品募集を行い、広く周知した。 入館者数 :直江津ふれあい館 2,200人	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を促すことができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、2,700人の目標を達成できなかった。	高齢者支援課									
			45	高齢者に関連した行政情報をラジオによりの確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	-	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組「広報Jステーション」において、市からのお知らせや市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信する。 ・災害時における緊急情報を放送できる環境を維持する。	・上越ケーブルビジョン株式会社への業務委託により、行政情報番組「広報Jステーション」において市政情報や市民活動に関する情報、安全・安心情報など様々な情報を発信した。 ・コミュニティFM放送を通じて、災害時における緊急情報の発信を行うことができる環境を維持した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・行政情報番組「広報Jステーション」において、時期を逸することなく、市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。	広報対話課									

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	目標								具体的な取組内容							
											計画	実績						
②障害者福祉の推進				46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 ・全体会議(年3回) ・専門部会(令和3年度からの継続協議)	・引き続き令和3年度のテーマを基本として、専門部会ごとに検討を進めた上で、全体会議等で更に議論を深め施策に反映する。	・全体会議の開催(第1回5月20日、第2回9月30日、第3回2月20日予定) ・専門部会の開催(3部会、各4回程度) ・各専門部会における提案等を全体会議で報告・協議し、市の施策に反映した。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・専門部会において、重点項目について優先順位をつけながら協議を深め、必要な施策に結びつけることができた。	福祉課	
				47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人を必要な福祉サービスにつなげていく。	・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携することで、障害福祉サービスを必要とする人に対し、適切に障害福祉サービスの利用につなげた。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・福祉サービスを必要とする人へ適切に障害福祉サービスを給付することにより、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	福祉課	
				48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和5年度 令和6年度	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費(更生医療) ・自立支援医療費(育成医療) ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額27,300円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額14,850円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 ・在宅介助手当の支給 手当額…月額20,000円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成	医療費の助成や手当を給付 ・重度心身障害者医療費助成 9,395件、423,481千円 ・自立支援医療費(更生医療) 5,433件、65,707千円 ・自立支援医療費(育成医療) 59件、2,616千円 ・精神障害者入院医療費助成 1,844件、9,220千円 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額27,300円 3,537件、96,591千円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額14,850円 1,225件、18,198千円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 3,271件、16,355千円 ・在宅介助手当の支給 手当額…月額20,000円 58件、1,026千円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 386件、1,224千円	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減した。	福祉課	
				49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 実利用者見込み 359人	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	公立・私立の保育園等での提供体制を整え、集団保育が可能な障害児等、特別な配慮が必要な子どもを受け入れることができた。	保育課	
				50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び育児に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・研修等を通して、職員のスキルの向上に努めながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施することにより、子どものすこやかな育ちを支援した。 ・事故やけがの防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)		
				51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 日常生活用具 4,493件 補装具 419件	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・障害のある人に、必要とする日常生活用具を給付し、また補装具の購入・修理費用を支給したことで、障害のある人の生活環境を改善を図った。	福祉課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	目標								具体的な取組内容						
											計画	実績					
				52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけに生まうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・市ホームページで当該施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者等が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の負担軽減を図った。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や社会参加の機会を増やし生きがいのある充実した生活ができるよう支援できた。	福祉課
				53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用料金の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額：10万限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) フレンド号(小型バス)	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用料金の交付…1,901人、32,484千円 ・燃料券の交付…2,593人、46,705千円 ・燃料費助成…831人、14,905千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 9件、812千円 【介護者用自動車改造費の助成】 7件、1,230千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) 8,660km、649時間 フレンド号(小型バス) 6,110km、534時間	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援した。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により、障害のある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図ることができた。	福祉課
				54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の育成を図る。 手話通訳者資格の取得 1名以上	・手話通訳・要約筆記者の派遣 ・手話通訳・要約筆記者養成講座の開催	・派遣を希望するほぼ全ての人が及び団体に手話通訳者又は要約筆記者を派遣した。 派遣件数387件、派遣人員527人 ・手話通訳者及び要約筆記者を養成するための各種講座を開催した。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・手話通訳者等を派遣することで聴覚に障害のある人の社会参加を促進することができた。 ・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図った。	福祉課
				55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック		-	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示した。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用した。	広報対話課
				56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供した。(36人)	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供できた。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	目標								具体的な取組内容							
											計画	実績						
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,030人 障害児保育(実利用者見込み) 290人 一時預かり(延べ利用者見込み) 3,312人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 9,037人 休日保育(延べ利用者見込み) 828人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 5,604人 病児・病後児保育室 3,497人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供した。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供することができた。	保育課		
			58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	新規	有	・新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。	・こどもセンターにて定期的な子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催した。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施した。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供した。 【実績見込】 ・こどもセンター子育てセミナー(年9回) ・子育てひろばイベント(月1回) ・保健師や栄養士による専門的な相談窓口の開設(年29回)※子育て相談は通年実施	・こどもセンターにて定期的な子育てセミナーを実施し、子育てひろばで月1回イベントを開催した。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施した。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供した。 【実績見込】 ・こどもセンター子育てセミナー(年9回) ・子育てひろばイベント(月1回) ・保健師や栄養士による専門的な相談窓口の開設(年29回)※子育て相談は通年実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図ることができた。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催した。	こども課		
			59	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び育児に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・研修等を通して、職員のスキルの向上に努めながら、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育支援を実施した。 ・事故やけがの防止を徹底しながら、一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・研修等を通して、職員のスキルの向上に努めながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施することにより、子どものすこやかな育ちを支援した。 ・事故やけがの防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	すこやかな暮らし包括支援センター(こども発達支援センター)		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													計画					実績
5	誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	60	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	・上越市第6次総合計画	令和4年度	拡充	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネーターに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネーターを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・NPO・ボランティアセンターホームページの更新を行い、利便性の向上を図る。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネーターを行うほか、市民活動の場を提供した。ボランティアコーディネーター成立件数：10件(R4.7.31現在) ・NPO・ボランティアセンターホームページの更新を行い、利便性の向上を図った。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・NPO・ボランティアセンターにおいて、市民活動のサポートやボランティアコーディネーター、情報提供を実施し、ボランティア活動や地域活動への参加を促進することで、市民主体のまちづくりへの意識向上を図ることができた。	共生まちづくり課	
				61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・住民組織や町内会へ地域づくりアドバイザーの派遣を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体：1団体、フォローアップ団体1団体の実施)	・住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体：1団体(予定) フォローアップ団体：1団体(令和3年度に実施した大学南町内会が、フォローアップを希望する場合)	・住民組織や町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業について周知を行い、地域づくりアドバイザーを派遣することで、地域の課題解決を支援した。 新規実施団体：1団体(未定) フォローアップ団体：1団体(大学南町内会)	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・希望のあった住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決の支援を行うことができた。 ・事業の活用を希望する団体が少ない現状にあることから、より効果的な周知方法について検討していく。	共生まちづくり課	
				62	育児の援助を受けた人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	・上越市子ども子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) 【実績見込】 各種団体等を対象とした説明会(30回) 提供会員養成講座(4回) フォローアップ講習会等(4回開催)	・提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を実施した。 ・令和4年7月から軽度の病児・病後児の預かりや送迎を行う「病児・緊急対応強化事業」を開始した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応えることができた。	こども課	
				63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通した担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を6回開催 ・担い手フォローアップ講座を2回開催 【実績見込み値】 ・有償ボランティア登録者数12人	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティアを増員することができた。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのスキルアップを図るとともに、昨年度の未登録者に研修会の案内を送付し、登録推奨を行った。	高齢者支援課	
				64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常の見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常の見守り活動の促進につなげる。	・高齢者全体を地域で見守る活動を推進するため、各地域で開催されている地域ケア会議などで効果的な見守りの実施を呼びかけた。 ・高齢者見守り協力事業所や地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守りを行い、必要な支援につなげた。	A：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・地域ケア会議や民生委員の研修会を通じて地域課題を洗い出し、見守り活動につなげた。	高齢者支援課	
				65		・認知症サポーター養成講座	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座の開催を通して、子どもから高齢者まで幅広い年代のサポーターを養成した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・学校や企業に養成講座の開催を促し、認知症サポーターの養成を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、養成人数は、令和2・3年度より増加した。	すこやかなくらし包括支援センター	
				66	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	廃止	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続した。 ・登録者数 4人	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進できた。 【令和4年度で事業完了】	高齢者支援課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	令和4年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	計画									実績						
													計画					実績
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	67	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	・上越市みなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 ・安全メールの登録件数を20,000人にする。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 ・SNS (Facebook及びTwitter) による配信を行い、情報発信の多角化を目指す。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 ・高齢者世帯訪問時や学校・保護者へのチラシ配布により、登録の促進を図った。 ・令和4年12月末現在の登録件数：25,859人(メール：17,533、LINE：3,848、Twitter：4,340、Facebook：138)	A：計画どおり すべて実施 (100%)	A：目標達成 (100%)	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を時期を逸することなく、迅速かつ確実に配信した。 ・情報を得る手段の多様化 (SNSやLINEの普及) 等に対応し、Twitter、Facebookに加え、8月からはLINEでの発信も開始した。 ・安全メール登録件数は、SNSを含め20,000件を超え、目標を達成した。 ・高齢者世帯訪問や学校を通じた周知を行い、登録者増加に努めた。	市民安全課	
				68	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの更新及び、配布を行う。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語アプリにおける各種ハザードマップ等の情報を最新に保つ。	・ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの見直しを行い、対象町内へ配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行う。令和6年度の工事開始を予定している次期防災行政情報伝達システムの設計を令和4、5年度の2カ年で行うこととしており、令和4年度は基本設計を行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施する。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信した。	・ハザードマップ 更新作業が完了し、8月中旬に対象町内に配布予定。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持している。また、次期防災行政情報伝達システムの設計業務委託契約を7月に締結し、年度内に基本設計を完了予定。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施している。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信した。	A：計画どおり すべて実施 (100%)	A：目標達成 (100%)	・ハザードマップ 更新作業が完了し、8月中旬に対象町内に配布済み。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持しているため、次期防災行政情報伝達システムの設計業務については、年度内に基本設計を完了するため。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施し、最新の防災情報が取得できる環境を維持しているため。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信したため。 (日本語の他、英語、中国語、ベトナム語で配信)	危機管理課 共生まちづくり課	
				69	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	・上越市第6次総合計画 ・上越市地域防災計画	令和4年度	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行った。	A：計画どおり すべて実施 (100%)	A：目標達成 (100%)	・令和3年6月までの県計画の修正及び令和3年大雪災害対応の検証に基づく市計画の修正を行った。	市民安全課	
				70	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を100%とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・町内会長と民生委員の連携を図ることによって支援者名簿の精度を高め、個別避難計画の作成、更新につなげた。	B：計画をほぼ 実施(80%以上)	B：目標はほぼ 達成(80%以上)	・個別避難計画が未策定となっている町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、災害時の避難支援体制の構築を促進した。	高齢者支援課	
			②自主防災活動の推進	71	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行い、最新の情報を関係者が共有できるようにする。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布した。	A：計画どおり すべて実施 (100%)	A：目標達成 (100%)	・避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成により、災害弱者となる障害のある人の災害時の支援に備えた。	福祉課	
				72	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士(防災リーダー)の養成	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化できるよう支援する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・ハザードマップ活用研修の実施	・防災士養成講座を11月12日、13日に実施予定 ・市内の24か所の指定避難所において、避難所運営訓練を実施予定 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーを派遣し、防災活動の再開を促した。 ・市内10地区でハザードマップ活用研修を実施予定	A：計画どおり すべて実施 (100%)	A：目標達成 (100%)	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用研修を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化できるよう支援できた。	市民安全課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け													令和4年度												
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	担当課									
											計画	実績													
	(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	73	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を100%実施する。	・防犯意識を向上させるため、毎回の年金支給日に特殊詐欺防止に関する啓発活動や敬老会等への出前講座を実施した。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・特殊詐欺の件数は過去最高になったが、安全メールや各種啓発活動を実施し、意識向上を図った。 ・高齢者世帯訪問を計画的に実施し、目標を達成した。	市民安全課									
			74	地域の連帯感を高め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を900団体、37,000人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,900台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動を啓発強化を図る。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・防犯の日(7/12)、防犯週間(7/9~7/17)の間中はコロナ禍の影響もあり、各団体が人数を大幅に縮小し、実施したため参加団体数・参加者数は昨年度よりも減少する見込み。参加団体数・参加者数は、現在集計中。 ・事業所等に110ばん協力車の登録を呼び掛け、新規の参加者の拡充を図った。また、市役所が率先して活動を行うため、庁用車の登録を進めた。110ばん協力車の登録者数は、目標の5,900台を上回る見込み。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・日常的に市内を巡回することによって、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。 ・防犯の日、防犯週間の期間中における防犯強化期間各種団体に防犯活動に参加してもらい、地域ぐるみの防犯活動の重要性を再確認していただくことができた。	市民安全課									
			75	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校におけるを対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 ・通学路点検において、要望のあった学校へ出向き、合同点検を実施。関係機関と共に、学校側の要望内容を確認し、対応を協議した	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫し、いざという時の対応方法を身につけることができた。	市民安全課									
			76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪ができていない状態とする。	民生委員・児童委員を通して対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	民生委員・児童委員を通して対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪ができていない状態とするよう準備を進めることができています。	高齢者支援課									
	(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の不可不可について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R4年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の不可不可について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R4年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童・生徒の安全確保を図ることができた。	道路課(雪対策室)									
			78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・引き続き6地区10集落に対して集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託することで、地域住民の安全で安心な生活環境を確保することができた。	自治・地域振興課									
			79	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除草等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円	・住民組織等からの補助金活用の希望がないため、実績なし。	A:計画どおりすべて実施(100%)	C:目標を達成できなかった	・聞き取りを行った住民組織等からは、すでに体制が整備されており補助は不要であることや住民組織の人数が不足し事業が実施できないなどの意見をいただいている。 ・中山間地域においては、他の他の制度と組み合わせながら支援を行っていく。	自治・地域振興課									

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け				令和4年度											担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)		評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載		
											計画	実績						
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるような施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようなため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針 ・上越市第6次総合計画	-	令和4年度	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進した。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議の適合率は構造上やむを得ない事情等を除き、100%であった。	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・予算要求時や実施前の事前協議を確実にし、適合率100%とすることができた。	共生まちづくり課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	81	民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	・新潟県福祉のまちづくり条例	-	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率見込:6.25%	A:計画どおり すべて実施 (100%)	C:目標を達成できなかった	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を行ったが、目標に達しなかった。 施設用途により適合に向けた意識に傾向があるものの、指導を徹底したい。	共生まちづくり課	
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:60件	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の身体状況に応じた自立支援、転倒予防及び家族の介護負担軽減等に繋がる助言、指導を行っている。	高齢者支援課	
			83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 限度額:500,000円	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。(4件)	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。	福祉課		
84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・第2期上越市空き家等対策計画	令和7年度	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・広報上越市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に繋げることができた。	建築住宅課					
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	・補助金の交付	・上越市雁木整備事業補助金交付要綱	-	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:550千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助した。 補助申請件数:9件 補助金額:2,250千円	A:計画どおり すべて実施 (100%)	A:目標達成 (100%)	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進することができた。 ・申請のあった未指定地域1件を雁木の保存・活用地域に指定した。 ・今後も雁木のある地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課					

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況

資料No.1-1

第5次人まち計画での位置付け				令和4年度											担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載なし)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等)	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率)		評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	
											計画	実績					
8	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	①誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	86	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編 ・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・利用者数を基準としたバス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。 ・安塚区及び牧区において、デマンド交通システムを活用した予約型コミュニティバスの実証運行を行う。	・令和5年度当初に再編を実施するバス路線について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で、ダイヤやルート、運行形態等の詳細を説明し、年度計画に沿って再編を進めた。 ・令和5年4月に再編予定であった一部の路線について、再編を延期することとした。 ・10月から安塚区及び牧区において、デマンド交通システムを活用した予約型コミュニティバスの実証運行を行った。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・一部の再編を延期したが、地区公共交通懇話会や住民説明会を通して、地域住民の理解を十分得ながら、再編を進めており、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができた。	交通政策課	
				87	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,401千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 11,007千円 バス運行対策費補助金 432,324千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 7,064千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,401千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 10,867千円 バス運行対策費補助金 418,945千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 2,523千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を行った。 ・住民団体等が主体となって導入する互助の取組に補助金を交付し、主にバス路線廃止後の住民の移動手段を確保した。	交通政策課
				88	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムについて、対象路線を拡充する。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、10月から対象路線16路線を拡充した。 バス運行対策費補助金 3,130千円	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料を作成した。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、10月から対象路線16路線を拡充した。 バス運行対策費補助金 3,130千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行った。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線を拡充することで、バス利用者の利便性を高めることができた。	交通政策課
				89	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	・上越市福祉タクシー導入促進方針	令和5年度	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行い、令和4年度は補助制度を活用し1台導入することができた。	福祉課
				90	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	・上越市道路整備計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.1km(8路線)	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.1km(8路線)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。	道路課
				91	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	・上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・新設予算上箇所への防犯灯の設置 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態とした】 ・市が管理する防犯灯が不点灯となった際は、速やかに修繕するなど適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき防犯灯を設置し、安全を確保した。	市民安全課
				92	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・カーブミラーの設置指針に基づき、必要な箇所に設置した。 ・市が管理するカーブミラーに不具合があった際は速やかに修繕するなど適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	「カーブミラー要否判定の指針」に基づきカーブミラーを設置・維持管理し、安全を確保することができた。	市民安全課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和4年度実施計画進捗状況

1 事業の実施状況及び目標達成状況

第5次人にやさしいまちづくり推進計画令和4年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、86事業が計画どおり実施(100%)、6事業が計画をほぼ実施(80%以上)し、この2つを合わせた割合が全体の100.0%であることから、計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、81事業が目標達成(100%)、9事業が目標はほぼ達成(80%以上)し、この2つを合わせた割合が全体の97.8%であった。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業実施に影響があったが、感染対策や実施方法を工夫し事業実施に至った。

この他、事業完了または統合した2事業について、令和4年度で廃止する。

基本方針	施策の方向	資料1-1 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し 合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1			
	相談・支援体制の充実	1~2	11	11			
2 誰もが学べる まちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	3	2	1	
3 誰もが働ける まちづくり	雇用機会の創出	4	5	5			
	職業能力や人材の育成	5	3	3			
4 誰もが健康に 暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	6	6	6			
	地域医療体制の充実	7	3	3			
	高齢者福祉の推進	7~8	10	7	3		
	障害者福祉の推進	9~10	11	6	4		
	子育て・療育支援の充実	11	3	11			
				3			
				3			

基本方針	施策の方向	資料 1-1 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施		下段：目標達成	
				A	B	C	D
5 誰もが互いに 支え合うまちづ くり	ボランティア活動や地域での支 え合い活動のための環境づくり	12	7	6	1		
				6	1		
6 誰もが安心して暮らせるまち づくり	防災対策や避難支援体制の充実	13	5	4	1		
	自主防災活動の推進	13	1	4	1		
	防犯対策の充実	14	3	1			
	除雪対策の充実	14	4	3		1	
7 誰もが快適に 暮らせるまちづ くり	公共施設におけるユニバーサル デザインの推進	15	1	4			
	民間施設におけるユニバーサル デザインの推進	15	1	1		1	
	誰もが暮らしやすい居住環境の 整備	15	4	4			
8 誰もが移動し やすいまちづく り	地域公共交通の利便性の向上と 安全・安心な運行	16	4	3	1		
	安全・安心な歩道・道路の整備	16	3	3	1		
合 計			92	86	6		
				81	9	2	

※凡例

- 上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）
C：計画どおり実施できなかった D：未実施
- 下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）
C：目標を達成できなかった D：未実施

2 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価(目標を達成できなかった)であった事業
・2事業

資料1-1 対応頁	基本方針	事業No、内 容	目標	評価	担当課
14	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	No.79 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付する。	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対する地域支え合い体制づくり事業補助金利用について住民組織等に確認をしたが、すでに体制が整備されており補助は不要であることや住民組織の人材が不足し事業が実施できないとの意見で活用意向がなかった。 ・中山間地域においては、他の制度と組み合わせながら支援を行っていく。	自治・地域振興課
15	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	No.81 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%（県の目標値）以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を行ったが、目標に達しなかった。（適合率見込6.25%） ・施設用途により適合に向けた意識に傾向があるものの、指導を徹底したい。	共生まちづくり課

3 事業完了または統合のため、次年度に廃止する事業
・2事業

資料1-1 対応頁	基本方針	事業No、事業概要	廃止理由	担当課
4	3 誰もが働けるまちづくり	No.21 障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努める。 ・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネート事業の実施	上越ワーキングネットワークにおいて、継続して農作業受託とマッチング等を行った結果、各障害福祉サービス事業所において安定して農作業を受注できる環境が整った。	福祉課
12	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	No.66 高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進する。 ・シニアサポートセンター事業	事業No.63 新総合事業の訪問型サービスBに事業統合するため。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上	目標		計画（具体的な取組内容）	
1	誰もが理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 目標値：人にやさしいまちづくり推進の取組及びユニバーサルデザインの学習者数165人	・採用3年目職員研修の実施（1回） ・教職員研修の実施（1回） ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施（随時） ・関連団体（社会福祉協議会等）のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課	
			②相談・支援体制の充実	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	・障害者差別解消法 ・上越市障害者福祉計画	-	令和5年度	-	有	・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・障害者差別解消に資する周知啓発の実施 ・障害を理由とする差別事案の実態把握	福祉課
			障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・すこやかなくらし包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	・上越市障害者福祉計画 ・上越市第7次総合計画	令和5年度 令和12年度	-	有	・障害のある人が適切な相談を受けられることで、安心して地域で生活できるよう、関係機関における相談支援の質の向上を図る。	・地域生活支援拠点を中心に、地域包括支援センターや相談支援事業所等を対象とした研修会（事例検討会）の開催：月1回開催	福祉課		
			家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	・上越市第4次男女共同参画基本計画 ・上越市第7次総合計画	令和9年度 令和12年度	-	有	・適切な助言・支援等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 （毎週火曜日は電話相談のみ19:00まで延長） ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制）	共生まちづくり課 （男女共同参画推進センター）		
			高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	・上越市第7次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和12年度 令和5年度	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応している。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センター職員を対象に、高齢者虐待や成年後見制度などに関する研修会を開催する。	すこやかなくらし包括支援センター		
			外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	・上越市第7次総合計画	令和12年度	見直し	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 相談時間 月～水、金曜日 9:00～17:00 木13:00～19:00 ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日休み。 ※木曜午後：英語 ほか：中国語 ※R5年度は試験的に木曜夜間開設	共生まちづくり課		
			子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流） ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	・上越市第7次総合計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・児童福祉法 ・上越市第4次男女共同参画基本計画 ・第5次人権総合計画 ・上越市第3次総合教育プラン ・上越市いじめ防止基本方針	令和12年度 令和6年度 - 令和9年度 令和8年度 令和12年度 -	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。	・年1回、上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催するとともに、隔月で実務者会議を開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催する。	すこやかなくらし包括支援センター 子ども課 学校教育課		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	方取組の有無						予算計上	目標		計画（具体的な取組内容）		
				8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	・上越市市民相談センター事業実施要綱	-	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	総務管理課 （市民相談センター）	
				9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	・上越市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	-	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	総務管理課 （消費生活センター）	
				10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 目標値：生活日本語教室開設：90回	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進に繋げる。	共生まちづくり課
				11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成		-	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。	広報対話課	
				12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） ・市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））		-	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 ・R5.3月発行の改訂版市勢要覧の翻訳資料（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））について、視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として活用する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	広報対話課 共生まちづくり課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度 (ない場合は記載なし)	令和5年度（案）			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性の有無						予算計上	目標	計画 (具体的な取組内容)			
2	誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の間や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・ニーズに応じた合理的配慮のための校内体制の構築	・上越市第3次総合教育プラン ・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第7次総合計画	令和12年度 令和6年度 令和12年度	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置によって特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活を送れるようにする。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別なニーズのある児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・適切な就学相談を実施するための園への周知、各種研修の実施、わたしのきらくファイルの確実な配付を行う。	学校教育課	
				14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児：入園料・保育料の補助 ・児童生徒：学用品の購入費、給食費等の援助	・上越市第3次総合教育プラン ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和12年度 令和6年度	-	有	・児童生徒：経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児：市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法：全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。	学校教育課	
				15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付けを行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集） ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課	
				16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	・上越市第3次総合教育プラン ・上越市第7次総合計画	令和12年度 令和12年度	-	有	・すべての地区公民館で、各種講座を開催することにより、多様な学習活動の推進を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：112事業	社会教育課
				17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書（カセット、CD、デージー図書）や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	・障害者差別解消法 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	-	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することにより、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標：録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数500タイトル。	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教育課 (図書館)	
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・上越市第7次総合計画 ・上越市第3次総合教育プラン ・上越市障害者福祉計画	令和12年度 令和12年度 令和5年度	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各種依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	スポーツ推進課 福祉課					

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上	目標		計画（具体的な取組内容）	
3	誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び家賃の一部補助を行い市内企業等への就労を促す。 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・高校等の市内企業の見学 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー（新入社員、中堅社員、内定者を対象）を開催。	産業政策課
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率（民間企業）	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業政策課
				21	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	・上越市第7次総合計画 ・上越市障害者福祉計画	令和12年度 令和5年度	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等）②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等）③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等）④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等）⑤職場開拓（就労先企業等の開拓）を実施する。	福祉課
				22	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発	・上越市第7次総合計画 ・上越市第4次男女共同参画基本計画	令和12年度 令和9年度	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット配布等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	産業政策課
				23	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第4次男女共同参画基本計画	令和6年度 令和9年度	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども課
			24	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率（民間企業）の達成	・障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助	産業政策課	
			25	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	・上越市第7次総合計画 ・上越市第4次男女共同参画基本計画	令和12年度 令和9年度	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働環境の整備を図る。	・男女共同参画推進センターで女性の能力発揮支援に関する講座を開催し、女性が活躍できる社会づくりに向けて意識の啓発・浸透を図る。 ・関係機関等が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲示や登録団体等への提供をおこなう。	共生まちづくり課 （男女共同参画推進センター） 産業政策課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性の有無						予算計上	目標	計画（具体的な取組内容）		
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	26	安心して妊娠・出産を迎える支援を するとともに、乳幼児の健やかな成長 発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康 診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	・上越市子ども・子育て 支援総合計画 ・上越市第7次総合計 画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和12年 度 令和5年度	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査 を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維 持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニ ングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後 ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担（14回）を継続す る。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨 を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問 および低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦へ の産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担 及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行 う。	健康づくり推 進課
				27	乳幼児や小学生などの感染症予防の ため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	・上越市子ども・子育て 支援総合計画 ・上越市第7次総合計 画	令和6年度 令和12年 度	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、 平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホーム ページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診 時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能 により、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推 進課
				28	幼児期における歯質の向上を図るた め、歯科健診や歯の衛生に関する相 談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	・上越市子ども・子育て 支援総合事業計画 ・上越市歯科保健計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和5年度 令和5年度	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥 下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を 推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践。 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）を実施。	健康づくり推 進課
				29	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズ ムの確立のための学習機会を設けま す。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講 話、相談 ・バランス食の学習	・上越市子ども・子育て 支援総合計画 ・上越市健康増進計画 ・上越市第7次総合計 画	令和6年度 令和5年度 令和12年 度	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を 実施する。（年100回以上）	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施 する。	健康づくり推 進課
				30	障害のある人と付き添いの家族を対 象とした、安全・安心に受診できる 環境を整えた健康診査を実施しま す。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・上越市健康増進計画	令和5年度	-	有	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人 の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障 害の方に対応する。	・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすに よる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のあ る人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障 害の方に対応する。 ・健康診査を年2回実施	健康づくり推 進課
				31	後期高齢者の健康増進や重症化予防 等のために健康診査や各種がん検診 を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検 診、大腸がん検診、肺がん検診等の 各種健診は、70歳以上は無料。	・上越市健康増進計画	令和5年度	-	有	・令和4年度に健（検）診を受けた人へ日時・会 場を指定した個別通知や過去に健診を受けた人 に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講 座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を 促していく。	・健康診査カレンダーで健診について周知を行う とともに令和4年度に健（検）診を受けた人へ日 時・会場指定による個別通知での受診勧奨、健康 診査や各種がん検診の受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込 7,470人 ・各種がん検診受診見込 胃がん 7,680人、肺が ん 16,420人、大腸がん 14,600人	健康づくり推 進課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度 (ない場合は記載なし)	令和5年度（案）		担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向						方取組の有無	予算計上		目標	計画 (具体的な取組内容)		
		(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	32	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じた休日・夜間診療所の開設	・上越市子ども・子育て支援事業計画 ・上越市第7次総合計画	令和6年度 令和12年度	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数：365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。	地域医療推進室	
				33	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	地域医療推進室	
				34	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。	地域医療推進室	
		(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。		①高齢者福祉の推進	35	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	・上越市第7次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和12年度 令和5年度	-	有	・実態把握訪問を行い、高齢者支援等の取組についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態や地域全体の課題、ニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催する。	すこやかに暮らし包括支援センター
					36	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第7次総合計画	令和5年度 令和12年度	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	高齢者支援課
					37	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第7次総合計画	令和5年度 令和12年度	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施2,733回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施（3地域自治区）	高齢者支援課
					38	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性の有無						予算計上の有無	目標		計画（具体的な取組内容）		
				39	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料（利用料金）の減免を実施する。		-	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・サービスを受けられる民間事業所の利用対象店舗数拡大を図るため、広報上越やホームページ掲載などで周知や募集を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課	
				40	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	-	有	・スポーツや趣味活動を通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。	・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催するとともに、単位老人クラブに参加を促し、より多くの交流を図る。 ・作品展を広く市民に周知し、高齢者の趣味活動の成果を鑑賞してもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。	高齢者支援課
				41	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	高齢者支援課
				42	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ：単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 11,815千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 898千円 ：老人クラブ連合会への補助金 交付額 5,299千円（活動費） 交付額 200千円（事務費）	高齢者支援課
				43	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの設置		-	-	-	有	・シニアセンターを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館数 ：直江津ふれあい館 2,100人	・毎月の広報上越で作品展及び作品展示の募集について周知を行う。 ・直江津ふれあい館の機能移転に向けて準備を進める。	高齢者支援課
				44	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供		-	-	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組「広報Jステーション」において、市からのお知らせや市民の市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信する。 ・災害時における緊急情報を放送できる環境を維持する。	広報対話課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
		②障害者福祉の推進	45	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、障害福祉計画の策定に反映する。	・上越市自立支援協議会全体会議の開催（年5回）	福祉課
			46	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-		・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人を必要な福祉サービスにつなげていく。	福祉課
			47	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和5年度 令和6年度	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額27,300円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額14,850円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 ・在宅介助手当の支給 手当額…年額20,000円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 1口目掛金の3分の1を助成	福祉課
			48	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	保育課
			49	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・上越市第7次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和12年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター（こども発達支援センター）
			50	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課
			51	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	無	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者等が利用した際に、利用料金の50%を減免。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性の有無						予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）		
				52	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度） 【自動車改造費の助成（本人運転）】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用（60万円を超える場合は60万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） フレンド号（小型バス）	福祉課
				53	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の育成を図る。 手話通訳者資格の取得 1名以上	・手話通訳・要約筆記者の派遣 ・手話通訳・要約筆記者養成講座の開催	福祉課
				54	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック		-	-	有	・最新情報や緊急時の情報を、誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課
				55	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	福祉課
		③子育て・療育支援の充実		56	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・0、1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0、1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	保育課
				57	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。	・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。	こども課
				58	（再掲 No.50） 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる時保育を実施	・上越市第7次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和12年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター（こども発達支援センター）

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	目標						計画（具体的な取組内容）				
5	誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちづくり	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組むほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者（約350団体・個人）に対して配信する。	共生まちづくり課
				60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・住民組織や町内会等へ話し合いを支援するファシリテーターの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 （新規実施団体 1団体、フォローアップ団体 1団体の実施）	・住民組織や町内会等へ話し合いを支援するファシリテーターの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体：1団体（予定） フォローアップ団体：1団体（令和4年度に実施した団体が、フォローアップを希望する場合）	共生まちづくり課
				61	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会（随時開催） ・提供会員養成講座（年4回開催） ・フォローアップ講習会等（年4回開催）	こども課
				62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	高齢者支援課
				63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課
64		・認知症サポーターの養成	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	すこやかなくらし包括支援センター				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）	
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	65	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和12年度 令和6年度	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールをはじめ、SNSなど多様な手段で情報発信を行う。	市民安全課
				66	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する中小河川の想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語アプリにおける各種ハザードマップ等の情報を最新に保つ。	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する中小河川の想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行う。令和6年度の工事開始を予定している次期防災行政情報伝達システムの設計を令和4、5年度の2カ年で行うこととしており、令和5年度は実施設計を行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の更新に伴う、多言語アプリ内の情報の更新を速やかに行う。	危機管理課 共生まちづくり課
				67	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	・上越市第7次総合計画 ・上越市地域防災計画	令和12年度 -	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。	市民安全課
				68	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・町内会（自主防災組織）における個別避難計画の作成率を100%とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。	高齢者支援課
				69	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・福祉避難所対象者の管理・調整 ・ヘルプカード・安全メールの活用	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・福祉避難所対象者について定期的に確認を行い、最新の情報を関係者が共有できるようにする。	・福祉避難所対象者の個別避難計画について、最新情報の確認を行う。	福祉課
				70	②自主防災活動の推進	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成	・上越市第7次総合計画	令和12年度	拡充	有	・防災士や防災リーダーを養成し、防災リーダー研修、防災アドバイザーの派遣など、自主防災組織等の防災活動が活性化するように支援する。 ・若い世代と女性の防災士養成を促進する。 ・防災アドバイザーを増員（定員20人→40人）し、支援体制を強化する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施 ・避難行動計画に基づく訓練セミナーの実施 ・活動停滞組織及び要支援者搬送訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣 ・防災リーダー研修の実施 ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上		目標	計画（具体的な取組内容）	
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	71	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和12年度	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日等に合わせ、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を通年で実施する。	市民安全課
				72	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和12年度	-	有	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動をの啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	市民安全課
				73	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和12年度	-	有	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校におけるを対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	市民安全課
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	74	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪ができていない状態とする。	民生委員・児童委員を通して対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	高齢者支援課
				75	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童・生徒の安全確保を図る。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の可否について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R5年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し、除雪を行う。	道路課 (雪対策室)
				76	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	・上越市第7次総合計画	令和12年度	見直し	有	・令和4年度に実施した調査をもとに選定した9地区14集落について集落内の主要生活道路の除雪等の業務を実施する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について引き続き要望していく。	・9地区14集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について要望を行う。	自治・地域振興課
				77	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。 ・実施団体への聞き取り内容を参考に制度の在り方を検討していく。 地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円	自治・地域振興課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性の有無	予算計上の有無	目標		計画（具体的な取組内容）		
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	78	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備（学校施設、公民館、体育施設、観光施設等） ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針 ・上越市第7次総合計画	-	令和12年度	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	共生まちづくり課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施	・新潟県福祉のまちづくり条例	-	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%（県の目標値）以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	共生まちづくり課	
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	80	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年（介護保険の住宅改修を含む件数）を目標とする。	高齢者支援課	
			81	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・補助金の交付 補助額：50万円（日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具給付対象者は30万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2	福祉課		
			82	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・第2期上越市空き家等対策計画	令和7年度	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	建築住宅課		
83	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	・補助金の交付	・上越市雁木整備事業補助金交付要綱	-	-	拡充	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・県の空き家利活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大183千円） ・補助率：1/2 補助限度額：550千円 ・加算額：最大183千円（補助額の1/3）	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課					

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画（案）

資料No.2-1

A		B		C		D		E		F		G		H		I		J K		L		M		N	
第5次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載なし）	令和5年度（案）		目標	計画（具体的な取組内容）	担当課												
基本方針	基本目標	施策の方向							方取組の有無	予算計上															
8	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	84	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第7次総合計画	令和9年度 令和12年度	-	有	・第2次総合公共交通計画の後期再編計画（計画期間：令和6年度から令和9年度）を策定する。 ・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・地域の特性や移動実態に即した利用しやすい移動手段について、地域と協議し、第2次総合公共交通計画の後期再編計画を策定する。 ・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・利用者数を基準としたバス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。 ・安塚区及び牧区において、デマンド交通システムを活用した予約型コミュニティバスの実証運行を行う。	交通政策課												
				85	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第7次総合計画	令和9年度 令和12年度	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,094千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 16,272千円 バス運行対策費補助金 440,358千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 8,116千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	交通政策課												
				86	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第7次総合計画	令和9年度 令和12年度	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムを運用する。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者に補助金を交付し、バスロケーションシステムを運用する。 バス運行対策費補助金 3,606千円	交通政策課												
				87	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	・上越市福祉タクシー導入促進方針	令和5年度	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	福祉課												
		(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	88	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	・上越市道路整備計画 ・上越市第7次総合計画	令和6年度 令和12年度	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=0.6km（54路線） 【道路築造】 L=0.1km（15路線）	道路課												
				89	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和12年度 令和6年度	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所への防犯灯の設置 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	市民安全課												
				90	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	・上越市第7次総合計画	令和12年度	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	市民安全課												

第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和5年度実施計画

1 事業の状況

令和4年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら90事業を継続して実施する。

基本方針	令和5年度 事業数	令和4年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	7	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	33	33
5 誰もが支え合うまちづくり	6	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	13	13
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合計	90	92

2 令和4年度からの主な変更点

取組の方向性として、見直し及び拡充が各2事業であり、事業完了・統合した2事業を廃止する他は、令和4年度事業を継続することとしている。継続する事業自体に変更はないが、目標や実施方法等を下記のとおり変更し実施することとしている。

資料2-1 対応頁	事業No、事業概要	主な見直し・拡充内容	担当課
1	No.6 《見直し》 国際交流センターでの外国人相談の実施	上越国際交流センターの外国人相談開設時間について、10:00～17:00のところ、 <u>木曜のみ試行的に13:00～19:00とする</u>	共生まちづくり課
11	No.70 《拡充》 災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援する ・防災アドバイザーの派遣 ・防災士（防災リーダー）の養成	防災活動への若い世代や <u>女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。</u>	市民安全課
12	No.76 《見直し》 集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託し、中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保する	令和4年度に実施した調査をもとに選定した9地区14集落について集落内の主要生活道路の除雪等の業務を実施する。	自治・地域振興課
13	No.83 《拡充》 雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し補助金を交付する	県の空き家利活用支援事業補助金を活用し、 <u>県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大183千円）</u>	文化振興課

無医地区等及び無歯科医地区等調査実施要領

令和4年10月末現在

厚生労働省医政局

8 用語の定義

(1) 「無医地区」

本調査で無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

(注) ア この定義でいう「医療機関」とは、病院及び一般診療所をいい、へき地診療所等で定期的の開診されている場合を含む。

(ア) 診療日の多少にかかわらず、定期的の開診していれば無医地区とはならない。

(イ) 診療所はあるが、医師の不在等の理由から、「休診届」がなされている場合は無医地区として取り扱う。

イ この定義でいう「おおむね半径4kmの区域」のとり方は地図上の空間距離を原則とするが、その圏内に存在する集落間が、山、谷、海などより断絶されている場合は分割して差し支えない(20, 21 ページ例参照)。

ウ この定義でいう「容易に医療機関を利用することができない」場合とは、夏期における交通事情が次の状況にある場合をいう。

(ア) 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合。

(イ) 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以上であるが、これを利用して医療機関まで行くために必要な時間(徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む。)が1時間をこえる場合。

(ウ) ただし、上記(ア)または(イ)に該当する場合であっても、タクシー、自家用車(船)の普及状況、医師の往診の状況等により、受療することが容易であると認められる場合は除く(たとえば、道路事情(舗装状況、幅員等)、地理的条件(都市の郊外的存在)、近在医師の往診が容易である等医療機関がないことについて、住民の不便、不安感がないというような事情を考慮して判断すること。)

(2) 「無医地区に準じる地区」

無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区をいう。

(注) この定義でいう、「各都道府県知事が判断し」とは、無医地区の定義には該当しないが、無医地区として取り扱うべき特殊事情として次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、無医地区に準じる地区として適当と認められる地区であるか判断する。

- ア 半径4kmの地区内の人口が50人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されていて、容易に医療機関を利用することができないため、巡回診療等が必要である。
- イ 半径4kmの地区内に医療機関はあるが診療日数が少ないか(概ね3日以下)又は診療時間が短い(概ね4時間以下)ため、巡回診療等が必要である。
- ウ 半径4kmの地区内に医療機関はあるが眼科、耳鼻いんこう科などの特定の診療科目がないため、特定診療科についての巡回診療等が必要である。
- エ 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1日4往復以上あり、また、所要時間が1時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中していて、住民が医療機関を利用することに不便なため、巡回診療等が必要である。
- オ 豪雪地帯等において冬期間は定期交通機関が運行されない、又は極端に運行数が少なくなり、住民が不安感を持つため、巡回診療等が必要である。

予約型コミュニティバス実証運行の結果
(令和4年10月～令和5年2月)

1 利用状況

(1) 月別の利用人数

地区	月	予約件数		利用人数	うちデマンド 利用人数	うち定時便 利用人数
		予約件数	うちWEB 予約件数			
安塚区	R4. 10月	142件	3件	147人	147人	-
	11月	161件	4件	192人	192人	-
	12月	137件	6件	160人	160人	-
	R5. 1月	139件	26件	154人	154人	-
	2月	155件	14件	167人	167人	-
	小計	734件	53件	820人	820人	-
	1日平均	7.4件	0.5件	8.3人	8.3人	-
牧区	R4. 10月	96件	1件	180人	101人	79人
	11月	101件	4件	184人	107人	77人
	12月	120件	0件	189人	124人	65人
	R5. 1月	65件	0件	109人	67人	42人
	2月	85件	0件	155人	87人	68人
	小計	467件	5件	817人	486人	331人
	1日平均	4.7件	0.0件	8.2人	4.9人	3.3人
合計	1,201件	58件	1,637人	1,306人	331人	
1日平均	12.0件	0.5件	16.3人	13.0人	3.3人	

- ・ 安塚区では、冬期間の通勤にWEB予約が多く利用されている。
- ・ 降雪時は利用を控える傾向があることから、1月は全体的に利用が少ない。

【前年度との比較（1日平均）】

地区	R4. 10月～R5. 2月	R3年度	比較
安塚区	8.3人	3.5人	+4.8人 (+137%)
牧区	8.2人	8.1人	+0.1人 (+ 1%)
合計	16.3人	11.6人	+4.7人 (+ 41%)

- ・ 安塚区、牧区ともにR3年度と比較して利用者が増加した。
- ・ 安塚区では、予約型コミュニティバスを導入する前の路線が曜日運行であり、便数も少なかったことから、利用者数が大きく増加した。
- ・ 牧区では、前年度から微増となったが、1・2月は大雪により外出が控えられ、利用者数が大きく減少しており、1・2月を除いた1日当たりの利用者数は8.9人（前年度比10%の増）であった。

電話予約の方法

予約先 ☎ 0800-800-2312（平日の午前7時～午後7時）
 ※乗車を希望する日の10日前から、乗車を希望する時間の1時間前までに予約してください。
 ※午前6時30分～午前7時までの間に利用する場合、前日の午後7時までに予約してください。

例① 牧区内を移動する場合



「上越花子」です。
 「4月3日」に「1人」で利用します。
 「宇津俣」バス停で乗車します。
 「川上笑学館」バス停に10時までに着きたいです。

予約状況を確認します・・・。
 「宇津俣」バス停を「9時20分」出発、「川上笑学館」バス停に「9時50分」到着でご案内できます。



よろしくお願いします。

例② 宮口線に乗り継いで牧区外へ移動する場合



「上越太郎」です。
 「4月3日」に「2人」で利用します。
 「神谷」バス停で乗車します。
 「柳島」バス停を「7時6分」に出発する宮口線に乗り継げるようにしてほしいです。

予約状況を確認します・・・。
 「神谷」バス停を「6時40分」出発、「農協前」バス停に「7時00分」到着でご案内できます。



よろしくお願いします。

インターネット予約の方法



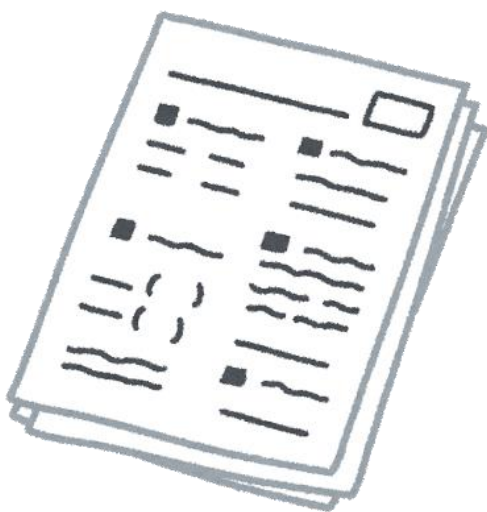
2次元コードを読み取るか、「上越市コミバス」で検索して、インターネット予約のページを開きます。

- ①まずは「新規登録」から！ログインIDとパスワードを設定するほか、氏名や住所、電話番号などを入力して登録
- ②新規登録が完了したらログインIDとパスワードを入力してログイン
- ③乗車場所と降車場所を選択
 - ・バス停名を入力して検索
 - ・履歴からバス停を選択（よく使うバス停に！）
 - ・地図を見てバス停を検索（最寄りバス停の確認に！）
- ④利用する日付を選択
- ⑤利用する人数を選択
- ⑥利用する時間を選択
到着時間の指定がおすすめ！
- ⑦上記を入力・選択したら検索
- ⑧表示される候補の中から利用したい時間を選択し予約を完了

上越市

避難所開設・運営 マニュアル

【資料編】



* 本編は、避難所開設・運営マニュアルの事前準備編、避難所対応編、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアルに関する資料や各種様式などを記載していますので、併せてご確認ください。

令和4年4月



新潟県上越市
Joetsu City

一 避難所開設・運営マニュアル【資料編】 目次 一

第1章	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	2
1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見方について	3
2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	4
第2章	避難所情報台帳の様式	11
	避難所種別A 指定避難所を <u>兼ねた</u> 指定緊急避難場所	12
	避難所種別B 指定避難所を <u>兼ねない</u> 指定緊急避難場所	17
第3章	避難所開設・運営にかかる様式集	19
	・目視による安全確認チェック表	20
	・避難所開設チェックリスト	21
	・避難者情報カード	22
	・避難所開設状況報告書	23
	・避難所の部屋割りの考え方	24
	・避難所生活のルール事例	25
	・避難所における福祉避難スペース	26
	・要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント	27

要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント

【避難に関して】

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語を十分に理解できない場合が多い。 ○行政機関等が発信する災害関連情報を理解できない可能性がある。 ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 ○災害に関する知識が少なく、何が起きたか分からずに、パニックになってしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない。視覚による緊急事態の察知が困難な場合が多い。 ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難が難しいため、避難誘導等の援助が必要。 ○日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 ○白杖等の確保する。 ○安否確認及び避難所への歩行支援を行う。
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わりにくい。 ○視覚外の異変・危険の察知が困難な場合がある。 ○音声による避難誘導の認識が困難な場合がある。 ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。 ⇒筆記用具等による筆談。
言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。 ⇒筆記用具等による筆談。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の安全を守ることが困難な場合がある。 ○自分で避難することが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。 ○移動用具等が確保できない場合は、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 (糖尿病などの場合、インスリン注射が必要なことがある。) ○常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。 ○移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 ○医療機関に避難を必要とする避難者の場合は、医療機関や関係機関との連絡調整を行う。
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人にいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することが困難な場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。 ○動揺している場合は、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で危険を判断し、行動することが困難な場合がある。 ○災害発生時には、いつもと違う状況で不安になり、こだわりや変化に対する抵抗を示し、パニック(走り回る、大声を出す、同じことを何度も言う、動かないなど)になることがある。 ○困っていることが伝えられない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人にいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○静かな声でゆっくりと傍で話しかける。大きな声でたたみかけるようにことばをかけると混乱したままの状態での応答になり、普段十分会話ができる人でも通じなくなる場合もある。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援することが大切。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○急激な環境の変化への適応が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切。 ○ゆっくり、はっきり、分かりやすく、本人が見える位置から話しかける。大きな声でたたみかけるようにことばをかけると混乱したままの状態での応答になり、普段十分会話ができる人でも通じなくなる場合もある。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。
妊産婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○生後4か月頃までの乳児は首がすわっていないため、移動時に注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○首がすわっていない場合は移動の際に首が不安定にならないように誘導する必要がある。

【情報伝達、避難生活に関して】

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
外国人	○日本語による避難・誘導の指示が認識できない場合があるため、やさしい日本語（必要に応じて多言語化）を活用した情報伝達及び状況説明が必要。	○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。	○多言語指差しボードを活用し、意思疎通を図る。 ○宗教等で食べられないものや文化の違いについて、可能な限り考慮する。 ○外国語ができる人や日本語ができる外国人の協力を得る。 ○支援を平等に受けられるように配慮する。
視覚障がい	○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。	○行政からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ○分かりやすい口調で伝える。 ○音声情報で複数回繰り返す。 ○点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組合せでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ○盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。	○避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
聴覚障がい	<p>○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要。</p>	<p>○コミュニケーション手段を本人に確認する。</p> <p>○正面から口を大きく動かして話す。</p> <p>○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。</p> <p>※多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用</p> <p>○盲ろう者通訳・介助員・手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。</p> <p>○掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。</p>	<p>○伝達事項は、紙に書いて知らせる。</p> <p>○派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p>
言語障がい	<p>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要。</p>		<p>○伝達事項は、紙に書いて知らせる。</p> <p>○派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p>
肢体不自由	<p>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車いす等の補助用具が必要。</p>		<p>○車いすが通れる通路を確保する。</p> <p>○家具の転倒防止などの安全を確認する。</p> <p>○車いす用のトイレを確保する。</p>

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助用具が必要。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要。 ○ストマ装用者にあってはストマ用装具が必要。(※ストマ用装具：蓄便袋、蓄尿袋など) ○感染症を発症しやすいため、感染予防策を講じる必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○食事制限の必要な人の確認も必要となる。 ○薬やケア用品の確保も必要となる。 ○ストマ装用者にあってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要となる。 ○各種装具・器具用の電源確保が必要となる。(人工呼吸器の予備電源確保も含む。)
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図る。 ○日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ※多言語指差しシート(やさしい日本語)等を活用 ○精神的に不安定になる場合があることに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活を分かりやすく伝えて理解を図る。 ○日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるように配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。 ○服薬を継続することが必要な人もいるため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、分かりやすく簡単に情報を伝える。 ○精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立してしまうことがあるため、家族や本人をよく知る人と一緒に生活できるよう配慮する。 ○服薬を継続するため、本人及び支援者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要である。 ○関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○混乱しているときは、ことばの理解が困難になる。 ○いつもと違うことでパニックをおこしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。 ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。 ※多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○刺激が多いと混乱することがあるので、段ボール等で仕切りをつくるなどの配慮が必要。 ○感覚の過敏や鈍さがありケガをしても気づいていないこともあり注意が必要。 ○体育館などの音の響くところは苦手な人もあり、生活する場所の位置に配慮する。 ○特定の物しか受け付けない可能性もあるので、無理強いしないように配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 ○日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○やさしく、ゆっくり、おだやかに、話しかける。 ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法または本人が納得する方法で情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 <p>※多言語指差しシート等を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○今までできていたことが、急にできなくなることがある。食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○服の着替えがうまくできないことがある。 ○環境の変化にうまく対応できないことがある。 ○トイレなどの場所を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
妊産婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の場合、発達段階に応じて大人と同じ食事が摂取できない。 (ミルクや離乳食で栄養補給) ○アレルギー疾患があり食事制限がある場合がある。 ○出産後間もない産婦の場合は衛生状態を保つ必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ミルクを飲ませるための哺乳瓶やミルク等の準備が必要になる。 ○発達段階にあった離乳食の準備が必要になる。 ○食事制限がある場合は保護者へ聞き取りを行い、内容を確認しておく必要がある。 ○産後間もない産婦の場合は生理用品が必要になる。

上越市避難所開設・運営マニュアル【資料編】

発行年月 平成 29 年 3 月

改訂年月 令和 4 年 4 月

編集・発行 上越市 防災危機管理部 危機管理課